

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

○改正のポイント

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（環境省）

- 1 公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、月三万七、一〇〇円等に改めることとしている。（第二三条関係）
- 2 法第四条第一項に基づく葬祭料の額を、六七万円に改めることとしている。（第二四条関係）
- 3 法第五四条第二項第一号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、四三円七三銭に改めることとしている。（第三四条第一号関係）
- 4 法第五四条第二項第二号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、一、九九一円七五銭等に改めることとしている。（第三四条第二号及び別表第五関係）
- 5 この政令は、令和四年四月一日から施行することとしている。

○政令第百二十五号（令和四年三月三十日）

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の表一の項中「三万七千二百円」を「三万七千百円」に改め、同表二の項中「三万五千二百円」を「三万五千百円」に改める。

第二十四条中「六十八万四千円」を「六十七万円」に改める。

第三十四条第一号中「四十六円五十三銭」を「四十三円七十三銭」に改める。

別表第五の一の項中「二千六十九円四十八銭」を「千九百九十一円七十五銭」に改め、同表の二の項中「千三百九十九円九十四銭」を「千三百四十七円三十六銭」に改め、同表の三の項中「千二百七十八円二十一銭」を「千二百三十円二十銭」に改め、同表の四の項中「千二百七十七円三十四銭」を「千七百一十一円六十二銭」に改め、同表の五の項中「九百十三円一銭」を「八百七十八円七十二銭」に改め、同表の六の項中「百三十五円二十六銭」を「百三十円十八銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和四年三月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和三年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。